

介護サービス事業者経営情報の報告等について

令和6年9月

広島県健康福祉局医療介護基盤課

介護事業者指導グループ

1. 介護サービス事業者経営情報の報告について

- ・介護保険最新情報Vol.1297

介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査および分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について

(令和6年8月2日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長、高齢者支援課長、老人保険課長通知)

根拠（介護サービス事業者経営情報の報告）

・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44の2（令和6年4月1日施行）

介護保険法第115条の44の2 第2項

1. 都道府県知事は、地域において必要とされる介護サービスの確保のため、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者（厚生労働省令で定める者を除く。以下この条において同じ。）の当該事業所又は施設ごとの収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（次項及び第三項において「介護サービス事業者経営情報」という。）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

2. 介護サービス事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

3. 厚生労働大臣は、介護サービス事業者経営情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。

制度の趣旨

2040 年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営への影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

このため、介護サービス事業者経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設することとしたものである。

報告の対象となる介護サービス事業者

【法第 115 条の 44 の 2 第 2 項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告】

- ・原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならない

ただし、**介護保険法施行規則**第 140 条の 62 の 2 の 2 の規定に基づき、その有する事業所又は施設 の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。

- ・当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が 100 万円以下である者
- ・災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき 正当な理由がある者

報告の単位

- ・ 報告の単位

介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとするが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

報告の対象となるサービス①

-
- ① 訪問介護
 - ② 訪問入浴介護
 - ③ 訪問看護
 - ④ 訪問リハビリテーション
 - ⑤ 通所介護、通所リハビリテーション
 - ⑥ 短期入所生活介護
 - ⑦ 短期入所療養介護
(則第 14 条第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。)
 - ⑧ 特定施設入居者生活介護 (養護老人ホームに係るものを除く。)
 - ⑨ 福祉用具貸与 ⑩ 特定福祉用具販売
 - ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ⑫ 夜間対応型訪問介護
 - ⑬ 地域密着型通所介護
 - ⑭ 認知症対応型通所介護
 - ⑮ 小規模多機能型居宅介護
 - ⑯ 認知症対応型共同生活介護
 - ⑰ 地域密着型特定施設入居者生活介護
(養護老人ホームに係るものを除く。)
 - ⑱ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
 - ⑲ 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
 - ⑳ 居宅介護支援
 - ㉑ 介護福祉施設サービス
 - ㉒ 介護保健施設サービス
 - ㉓ 介護医療院サービス
 - ㉔ 介護予防訪問入浴介護
 - ㉕ 介護予防訪問看護
 - ㉖ 介護予防訪問リハビリテーション
 - ㉗ 介護予防通所リハビリテーション
 - ㉘ 介護予防短期入所生活介護
 - ㉙ 介護予防短期入所療養介護
(則第 22 条の 14 第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。)
 - ㉚ 介護予防特定施設入居者生活介護
(養護老人ホームに係るものを除く。)
 - ㉛ 介護予防福祉用具貸与 4
 - ㉜ 特定介護予防福祉用具販売
 - ㉝ 介護予防認知症対応型通所介護
 - ㉞ 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ㉟ 介護予防認知症対応型共同生活介護

報告の対象となるサービス②

・ただし、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下、「訪問看護等」）のうち、

（１）

- ・ 法第 71 条第 1 項本文の規定により居宅サービスに係る法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた病院等、
- ・ 法第 72 条第 1 項本文の規定により居宅サービスに係る法第 41 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院
- ・ 法第 115 条の 11 において準用する法第 71 条第 1 項本文及び第 72 条第 1 項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第 53 条第 1 項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であって、

（２）

- ・ 指定があったものとみなされた日から起算して 1 年を経過しない者によって行われる訪問看護等

については、この限りでない。

報告の対象となるサービス③

- ・報告に当たっては、介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。

- ・ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せず に報告しても差し支えない。

- ・なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別紙1の4（3）～（7）に掲げる事項について、できる限り報告を行うものとする。

（参考）別紙1の4

- （3）医療における事業収益 ※

- （4）医療における延べ在院者数 ※

- （5）医療における外来患者数 ※

- （6）障害福祉サービスにおける事業収益 ※

- （7）障害福祉サービスにおける延べ利用者数 ※

介護サービス事業者が報告する方法

- ・介護サービス事業者から都道府県知事への報告は、介護保険法施行規則第 140 条の 64 の 2 の 4 において、電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他適切な方法により行うこととされている。
- ・厚生労働省において運営するシステム（介護事業財務情報データベースシステム（仮称））により行うものとする。

報告の期限①

【介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報 の報告】

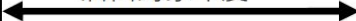
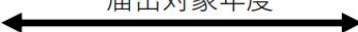
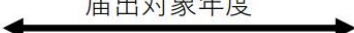
- ・ 介護保険法施行規則第 140 条 62 の 2 の 4 の規定に基づき、当該介護サービス事業者 の毎会計年度終了後、3 月以内に行うものとする。
- ・ ただし、令和 6 年度内に実施されるべき報告（令和 6 年 3 月 31 日から同年 12 月 31 日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和 6 年度 末までとする（介護保険法施行規則の一部を改正する省令附則第 2 項）

報告の期限②

(参考 1) 令和 6 年度の報告 (初年度報告) の流れ

		令和 5 年度				令和 6 年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間	→							
	会計年度	← 届出対象年度 →							

(参考 2) 令和 7 年度以降の報告の流れ (以下は令和 7 年度の例)

		令和 6 年度				令和 7 年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間								
	会計年度								
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間								
	会計年度								
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間								
	会計年度								

報告内容の公表

【都道府県知事における情報の分析及びその内容の公表】

- ・介護サービス事業者経営情報等については、第3のとおり、厚生労働大臣がデータベースを整備することとした上で、厚生労働省において各都道府県の区域内に所在する事業者の情報を毎年度分析し、グルーピングして公表する。

- ・法第115条の44の2第1項において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内に介護サービスを提供する事業所又は施設を有する介護サービス事業者活動の状況等について、介護サービス事業者から報告された情報により分析し、その内容を公表するよう努めるものとされているところ、この努力義務の履行に当たっては、都道府県知事は厚生労働省等が提供する情報を活用されたい。

報告を求める事項

1. 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

1. 事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報

- (1) 事業所又は施設の名称
- (2) 法人等の名称
- (3) 法人番号
- (4) 介護事業所番号
- (5) 介護事業所で提供しているサービスの種類
- (6) 法人等の会計年度末
- (7) 法人等の採用している会計基準
- (8) 消費税の経理方式

報告を求める事項

2. 事業所又は施設の収益及び費用の内容

2. 事業所又は施設の収益及び費用の内容

(1) 介護事業収益	(2) 介護事業費用	(3) 事業外収益 ※
① うち施設介護料収益 ※	① うち給与費	① うち受取利息配当金 ※
② うち居宅介護料収益 ※	ア) うち給与	② うち運営費補助金収益 ※
③ うち居宅介護支援介護料収益 ※	イ) うち役員報酬 ※	③ うち施設整備補助金収益 ※
④ うち保険外収益 ※	ウ) うち退職給与引当金繰入 ※	④ うち寄付金 ※
	エ) うち法定福利費 ※	(4) 事業外費用 ※
	② うち業務委託費	① うち借入金利息 ※
	ア) うち給食委託費 ※	(5) 特別収益 ※
	③ うち減価償却費	(6) 特別費用 ※
	④ うち水道光熱費	(7) 法人税、住民税及び事業税負担額 ※
	⑤ うちその他費用	
	ア) うち材料費 ※	
	i) うち給食材料費 ※	
	イ) うち研修費 ※	
	ウ) うち本部費 ※ 9	
	エ) うち車両費 ※	
	オ) うち控除対象外消費税等負担額 ※	

報告を求める事項

3. 事業所又は施設の職員の職種別人数その他の人員に関する事項

3. 事業所又は施設の職員の職種別人数その他の人員に関する事項

(1) 次の職種ごとのその人数（常勤・非常勤別）

- | | |
|---------------|------------------------|
| ① 管理者 | ⑨ 作業療法士 |
| ② 医師 | ⑩ 言語聴覚士 |
| ③ 歯科医師 | ⑪ 柔道整復師・あん摩マッサージ師 |
| ④ 薬剤師 | ⑫ 生活相談員・支援相談員 |
| ⑤ 看護師 | ⑬ 福祉用具専門相談員 |
| ⑥ 准看護師 | ⑭ 栄養士・管理栄養士 |
| ⑦ 介護職員（介護福祉士） | ⑮ 調理員 |
| ⑧ 理学療法士 | ⑯ 事務職員 |
| | ⑰ その他の職員 |
| | ⑱ 上記のうち介護支援専門員・計画作成担当者 |



(2) (1) に掲げる職種ごとの給与及び賞与 ※

報告を求める事項

4. その他必要な事項

4. その他必要な事項

- (1) 複数の介護サービス事業の有無
- (2) 介護サービス事業以外の事業（医療・障害福祉サービス）の有無
- (3) 医療における事業収益 ※
- (4) 医療における延べ在院者数 ※
- (5) 医療における外来患者数 ※
- (6) 障害福祉サービスにおける事業収益 ※
- (7) 障害福祉サービスにおける延べ利用者数 ※

報告すべき事業所又は施設の収益及び費用の内容と各会計基準上の勘定科目との対応関係

次の会計基準等について、報告する際の会計区分の対応関係を例示しています。

1. 社会福祉法人会計基準
2. 病院会計準則及び医療法人会計基準
3. 介護老人保健施設会計・経理準則及び介護医療院会計・経理準則
4. 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計経理準則
5. NPO法人会計基準
6. 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針
7. その他（企業会計原則、公益法人会計基準 等）

介護事業財務情報データベースシステム（仮称）の導入スケジュール

本システムの運用開始に向けた今後のスケジュール

本システムの運用開始に向けたスケジュール等は、以下を予定しています。

令和6年秋頃

本システムの運用マニュアル等の発出

令和7年1月以降

令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月までに会計年度が終了する報告）の報告開始

令和7年2月以降

都道府県担当者向け画面オープン

令和7年3月31日

令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月までに会計年度が終了する報告）の報告期限

各介護サービス事業者において対応をお願いしたい事項

- ・ 各介護サービス事業者において対応をお願いしたい事項
- ・ 本システムへのログインに際しては、GビズIDアカウントが必要となります。
- ・ 本システムの報告に当たって、アカウントの作成方法やGビズIDアカウントの運用方法等の手引きを作成していますので、「1.本システムの運用開始に向けた今後のスケジュール」にお示しした令和6年秋頃の本システムの運用マニュアルの発出と併せて連絡する予定です。

Q & A

介護保険最新情報Vol.1305

介護サービス事業者経営情報の報告等に関する Q & A」の発出について

(令和6年8月20日厚生労働省認知症施策・地域介護推進課事務連絡)

- ・ 報告の対象となるサービス
- ・ システムの利用準備
- ・ 報告を行う単位
- ・ 収益、費用の報告
- ・ 職種別の人数、賃金の報告
- ・ その他

厚生労働省ホームページ

- ・介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>